

高山国道事務所管内防災対策検討会 規約

(目的)

第1条 検討会は、高山国道事務所が管理する道路について、高山国道事務所管内防災対策検討会（以下「検討会」という。）を設置し、異常気象時通行規制区間の緩和・解除や防災上の課題箇所の解消に向けた道路事業に関する検討を行う。

(内容)

第2条 検討会は次の各号に掲げる事項について専門的な観点から技術的指導・助言を行い、その結果をとりまとめるものとする。

1. 課題、緊急性、必要性に関すること
2. 対応方針に関すること
3. 詳細箇所の設計方針に関すること
4. 事業計画の見直しに関すること

(構成)

第3条 検討会は、学識経験者及び行政からなる会員から構成され、別紙のとおりとする。

- 2 検討会には、委員長を置くこととする。
- 3 委員長は、検討会の会務を総括する。

(検討会)

第4条 検討会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 会議の開催が困難な場合には、書面決議により検討会の開催に換えることができる。

(設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、第1条の目的を達するまでとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中部地方整備局高山国道事務所に置くものとし、検討会の円滑な運営にあたることとする。

(その他)

第7条 本規約に定めのない事項については、検討会に諮り決定することとする。

附則

本規約は、令和5年1月30日から施行する。

本規約は、令和6年2月13日 改正（名簿の改訂）

本規約は、令和7年8月28日 改正（名簿の改訂）

高山国道事務所管内防災対策検討会

委員名簿

所属・役職名	氏名	
岐阜大学 工学部 教授	沢田 和秀	委員長
岐阜大学 情報連携推進本部 教授	村上 茂之	委員
岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	川端 光昭	委員
一般社団法人日本応用地質学会 中部支部 顧問	米田 茂夫	委員
国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所長	渡邊 賢一	委員